

西条市消防本部公式Facebook利用に関するガイドライン

1 ガイドラインの目的

Facebookは、市の職員一人一人が、広報担当者という意識を持ち、有効に活用することで、市内外に対する適切な時期での情報発信が可能となるほか、職員間の情報共有の推進にも貢献することが期待される。

一方で、Facebookの利用は、市政及び社会に対して予想外の影響を及ぼすおそれがあることから、市の職員が西条市消防本部の公式Facebookのアカウント（以下「公式Facebook」という。）を利用するに当たり、適切な運用を図ることを目的として、公式Facebookの利用に当たっての基本原則、留意点等を規定する西条市消防本部公式Facebook利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定める。

2 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、市の職員の身分を有する者が、公式Facebookを使用する際に適用する。

3 公式Facebookの利用に当たっての基本原則

職員は、公式Facebookの利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市の職員としての自覚と責任を持った発言の発信を行うこと。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）、西条市職員の服務等に関する規程（平成16年西条市訓令第19号）、西条市消防職員服務規程（平成16年西条市消防本部訓令第5号）その他関係法令を遵守すること。
- (3) 他者の権利（著作権、肖像権等）を侵害しないこと。
- (4) 発信する情報の正確性を保ち、誤解を与えないよう努めること。
- (5) 発信した情報により、他者との間で議論及びトラブルが起きないように、冷静かつ、誠実な対応を心がけること。
- (6) 利用者に配慮した文体で読みやすく、親しみのある口調とすること。
- (7) 個人が特定できる写真等を掲載する場合は、本人の了解を得ること。
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触しないよう、市長及び議員の写真及びコメントの取扱いには、特に留意すること。
- (9) 発信した情報は一度公開されたら、完全に削除できないことを理解しておくこと。
- (10) 次の①から⑨までのいずれかに該当する公序良俗に反する情報の発信をしないこと。
 - ① 不敬な言い方又は発言の発信
 - ② 人種、思想、信条、居住、職業などで差別する発言又は差別を助長する内容の発信

- ③ 違法行為又は違法行為を煽るような内容の発信
- ④ 噂を始めとする正否が確認できない情報の発信
- ⑤ わいせつな内容の発信
- ⑥ 職務上知り得た秘密情報の発信
- ⑦ 意思形成過程における情報の発信
- ⑧ 社会的な解釈が定まっていない事柄について意見の発信
- ⑨ ①から⑧までのいずれかに該当する内容を発信するホームページに向かうリンクの公式Facebookへの掲載

4 発信する情報について

掲載する情報は、消防本部及び西条市が主催、共催、後援、協賛等を行っているものその他運用管理者が必要と認める情報とし、他のページに記載されている地域の災害その他市に関する情報は、必要に応じてシェア等で対応する。

5 決裁について

情報の掲載は、消防本部総務課長及び同課総務係長の合議を経て、担当課長決裁により行うものとする。

ただし、Facebookの特性や情報発信の即時性を考慮し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものは事前報告の上、事後決裁を受けることで掲載できるものとする。

- (1) 既に一般に周知されている事項について、再度情報発信を行う場合
- (2) イベントの経過並びに競技会等の現況及び結果などについて情報発信を行う場合
- (3) 法令等で定められている内容をお知らせする場合
- (4) ホームページに掲載するため、同様の内容で既に決裁を受けている場合
- (5) その他消防長が必要と認める場合

6 回答・返信について

公式 Facebook への担当課に対する質問・意見等（コメント又はメッセージ）には、当該質問・意見等の職務内容を所管する課長又は消防署長の判断により、消防本部に所属しない課にあつては当該質問、意見等の職務内容を所管する課長の判断を運用管理者が承認し、回答できるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。